

請求人 (略)

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 川 嶋 太 郎

同 青 山 省 三

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和4年9月26日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年9月26日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県知事（以下「知事」という。）
- 2 請求の対象となる財務会計行為
令和4年9月27日に日本武道館で行われる故安倍晋三国葬儀（以下「国葬儀」という。）に公費を使って参加すること。
- 3 上記の行為が違法・不当である理由
国葬儀には根拠もなく、また憲法に違反する点も複数あり国費を使用することは不当であるとする。また、その国葬儀に公費を使い参加することは、憲法違反の国葬儀を肯定し、それに加担する行為であり、国葬儀同様に不当な公金使用であるとする。
- 4 請求する措置
公金の使用の差し止め及び参加については私費を使用することを求める。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査対象事項
国葬儀への知事の出席に係る公金の支出
- 2 監査対象機関
政策企画局秘書課

第3 監査結果

- 1 認定した事実
 - (1) 国葬儀について
 - ア 令和4年7月22日、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること、葬儀は令和4年9月27日に日本武道館において行うこと、葬儀のため必要な経費は国費で支弁すること等が閣議決定された。
 - イ 令和4年8月31日、葬儀実行幹事会において、参列者を現・元三権の長、現・元国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表等とすること、案内状については9月初から順次発送す

ること等が決定された。

ウ 令和4年9月8日、衆議院議院運営委員会において、岸田内閣総理大臣は「国葬儀については内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしている」、「国の儀式を行うことは立法権にも司法権にも属さず行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは内閣府設置法第4条3項で明らかになっている」、「国の行為について、国民に更なる義務を課するとか何か行為を強要するという事ではない限り、具体的な法律は必要がないという学説に基づいて、政府としてもしっかり考えている」などと述べている。

(2) 国葬儀への知事の出席について

ア 令和4年9月5日、定例記者会見で知事は「行政の長として出席して弔意を表することは自然ではないかと考えている」、「政府の決定で国の行事として行うということになれば、行政の長として出席するので、公務出張ということになるのが自然だと考えている」と発言し、国葬儀に公務として出席する意向を明らかにした。

イ 令和4年9月9日、全国知事会を經由して、葬儀委員長である内閣総理大臣からの案内状を受理した。

ウ 令和4年9月26日、知事に対して、職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項に基づき、旅行期間を「令和4年9月27日」、用務を「政策企画用務」、用務先を「東京都千代田区北の丸公園」、経由地を「東京事務所（都道府県会館）」とする旅行命令が発せられた。なお、知事の旅行には職員1名が随行しており、随行職員に対しては、旅行期間を「令和4年9月27日」、用務を「秘書用務」、用務先を「東京事務所（都道府県会館）」とする旅行命令が発せられた。

エ 令和4年9月27日、知事は国葬儀に出席した。

(3) 国葬儀出席に係る支出

知事が国葬儀に出席したことにより支出される公金は、知事及び随行職員1名（以下「知事等」という。）の旅費である。なお、本監査時点において、知事等の旅費は支給されていない。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

請求人の請求の骨子は、「国葬儀は法的根拠がなく、違憲である旨を主張し、これに伴い知事が公費を使い参加することは不当である。」旨の主張と言える。

この点、国葬儀の法的根拠を巡っては、なるほど多様な意見が主張されているものの、政府の決定の法的根拠について、岸田内閣総理大臣の前項(1)ウの

発言の内容において、これを、直ちに違憲、違法、あるいは不当であると断定することはできず、請求人の国葬儀に関する法的根拠がないとの主張を前提にして、これを検討することはできない。

しかし、このような国葬儀への知事の出席が、法第2条第2項の「事務」に該当するか否かにつき適法性を検討しなければならない。同項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定しており、それ以外の処理は、知事において認められないからである。

以下、同項の事務に該当する否かの検討をする。この点、最高裁判決（平成18年12月1日判示、平成元年9月5日判示）は、理由中において会合出席や祝金の交付に伴う交際について「普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当であるが、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。」旨を明示しており、この基準は本件にも有用であるので、これに基づき検討する。

その結果、国葬儀への知事の出席は、国と県との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまっていると認めることができる。したがって、知事が国葬儀へ出席することは、知事の裁量の範囲であると認められるので、これを違法あるいは不当ということはできない。

また、当該旅行は、条例に基づき旅行命令が発せられ、当該命令どおり旅行していることから、知事等が国葬儀に公費を使い出席することは、不当な公金の支出に当たるものとも認められない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。